

保護者様

志都呂幼稚園
園長 平松伊早子

令和5年5月吉日

保護者 様

志都呂幼稚園長

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに感染時における対応

日頃は、園児への感染症対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
お子さんが新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに感染した場合には、
下記のとおり対応をお願いいたします。

記

- ①園から配信する「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」（以下、
経過報告書）を持って医療機関を受診してください。
- ②保護者の方が医療機関に「症状が出た日」を伝え、発症0日目を確認して経過
報告書に書いてください。
- ③お子さんが新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザ陽性となった場合
は、園へ連絡して下さい。
- ④御家庭で体温測定や症状等の健康観察を行い、経過報告書に書いてください。
- ⑤登園の目安については、経過報告書に書いてある「出席停止の期間の基準」を
確認してください。
- ⑥登園する際には、経過報告書の御提出を確認させていただきます。

※経過報告書につきましては、当園のアプリ「お知らせ」欄よりご確認頂
き、記入して御提出下さい。

5月8日以降の本園における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本園の保育活動にご理解、ご協力いただき、心より感謝申し上げます。
5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを受け、本園の
平時における新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおり変更します。
ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 主な変更点について

	5類移行後（5月8日以降）の対応
療養期間 （出席停止期間）	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとします。 ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該園児に対してマスクの 着用を推奨します。 ※症状軽快の目安 ・解熱剤不使用時に解熱する・激しい咳や持続する咳が消失する ・息苦しさ消失する・咽頭痛が緩和する・倦怠感が緩和する 等
濃厚接触者	濃厚接触者としての特定は行われないため、同居家族に陽性者がいる場合や感染症 対策を行わずに飲食を共にした場合であっても、園児本人の体調に問題がなければ 登園可能です。
出席停止	【出席停止事例】 ・園児に感染が判明した場合 ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情がある等、合理的な理由 があると園長が判断する場合 ・医療的ケアを必要とする園児や基礎疾患がある園児で、合理的な理由があると 園長が判断する場合

※感染流行時には、上記の他に一時的に活動に応じた対策を講じる場合があります。

2 その他の感染症対策について

換気や手洗い等の感染症対策については引き続き実施します。